

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第19号

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 使用料は、年額、月額または日額とし、その額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額を基準として定める。ただし、その総額が100円未満のときは、100円に切り上げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) 申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。<u>記名押印又は署名</u>）及び住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 使用料は、年額、月額、<u>日額又は1時間を単位とした額</u>とし、その額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額を基準として定める。ただし、その総額が100円未満のときは、100円に切り上げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) 申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名）及び住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>(貸付の願出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) 申込者の氏名(法人その他の団体にあつては氏名及び代表者名。<u>記名押印又は署名</u>)及び住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(貸付の願出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) 申込者の氏名(法人その他の団体にあつては氏名及び代表者名)及び住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(交換等の願出)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1) 申込者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。<u>記名押印又は署名</u>)及び住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(交換等の願出)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1) 申込者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)及び住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部営業推進課)